

春日市マンション管理適正化推進計画
(期間：令和6年4月～令和15年3月)

令和6年4月1日 策定

1 マンションの管理の適正化に関する目標

春日市の区域内におけるマンションについては、令和4年時点で約9千戸、築40年以上のマンションは約1千戸と推計され、今後、高経年のマンションが急増することが予想されることから、管理不全となるマンションの発生を未然に防ぎ、マンションの適正な管理を促進することを目的とします。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

本市域内におけるマンションの管理状況を把握するため、福岡県が令和4年度に管理組合を対象として実施したアンケート結果を踏まえ、実態調査の実施等、市が講ずる措置を検討します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

また、実態調査等の結果を踏まえた施策について、検討します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市マンション管理適正化指針については、国のマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報紙やウェブサイト等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和6年4月から令和15年3月までの期間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを行います。